

令和元年 第9回高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和元年 9月30日(月) 午後2時から

2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 大福 裕子 2番 幸妻 正浩 3番 森 清一
5番 宇治橋 俊美 6番 二宮 國光 7番 松崎 久範
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 松井 正一郎 2番 永友 祥一 3番 山口 裕三
5番 永友 定己 6番 木浦 由子 7番 宮越 美秋
8番 橋口 卓史

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第45号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 第8 議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 主 査 佐野 由美
係 長 兵藤 衣重

(開会14時00分)

[事務局]

それでは定刻になりましたので、ただ今から、令和元年第9回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長よろしく願います。

[議長]

はい、それでは始めます。本日は、農業委員7名全員が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。農地利用最適化推進委員は、7名全員が出席です。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、5番宇治橋俊美委員、6番二宮國光委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の兵藤衣重係長を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日9月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局です。

はじめに、資料はございませんが、先月の総会におきまして、二宮委員からご質問がございました2点につきまして、お答えいたします。

1点目は、4条申請及び5条申請に添付されております資金証明でございますが、通帳の写しに転用する者、本人が原本と相違ないことを証明するという記載でかまわないのかという質問でございました。4条申請及び5条申請の許可権者でございます県に確認しましたところ、そういうやり方で問題ないとい

う回答をいただいておりますので、報告をさせていただきます。

もう1点、高鍋町農業委員会の「非農地証明願」については、いつから耕作放棄地になったのか等の記載がなく、どのような状況で証明願いが提出されたかがわからないというご指摘がございました。

この「非農地証明願」の様式につきましては、県が作成し、県内の県内市町村農業委員会に配布したもので、高鍋町におきましても、その様式を使用しているものでございます。

各市町村のホームページを確認しましたところ、「非農地証明願」の様式を掲載している農業委員会は、すべて高鍋町と同じく、県が示した様式を使用しておりました。

今後とも、申請人から詳細な状況の聞き取りを行い、対応してまいりたいと考えております。

次に、9月の業務報告及び10月の業務計画についてご説明をいたします。資料の2ページをお開きください。主なもののみ、説明をさせていただきます。

まず初めに、9月の業務報告でございます。

3日には、切原地区の人・農地プランの話し合いに、会長と事務局から兵藤係長が出席をしております。

10日から13日にかけて、農地利用状況調査を行なっております。

11日から12日にかけて、鹿児島市において、九州・沖縄ブロック農業委員会女性農業委員研修会が開催され、大福委員と木浦推進委員が出席をしております。

9月の総会関係についてでございますが、20日に現地調査を行い、本日が総会開催となっております。また、本日の総会のあとには、農業者年金加入推進研修が開催されることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それと、事前に本日の総会の後に高鍋町農業経営改善等対策会議を開催する事となっておりますご案内をしたところでございますけれども、農業政策課に確認をいたしましたところ、本日の会議については開催しないこととなったということで、先ほど連絡をうけておりますので、農業者年金加入推進研修のみ、本日の総会の後に行うこととなっております。

次に、10月の業務計画についてでございます。

4日には、西都児湯の農業委員会連絡協議会の研修会、夜には木城町農業委員との懇親会が予定をされております。

10月の総会関係でございますが、23日が現地調査、28日に総会開催という予定となっております。

業務計画については、以上でございます。

3ページをお開きください。県進達経過報告を申し上げます。

5条3件、問題なく9月4日付で許可となっております。

続きまして、4ページをお開きください。農地法第3条の3の届出書については、ご覧のとおりです。2件です。ご確認ください。

すいません、ちょっと5ページをとばしまして、6ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知については、ご覧のとおりです。本日の議案第46号に関連しております。ご確認くださいいたします。以上です。

[議長]

ただいまの報告並びに2ページから4ページ及び6ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問等ないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第45号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。農地移動適正化あっせん事業実施要領8の規定によるあっせん譲り受け等候補者名簿登録申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、ページが前後しており申し訳ありません。5ページをお開きください。説明いたします。

1番。

令和元年9月26日申し出。申出者、〇〇〇〇。経営形態、水稻、施設ピーマン。面積、199,685㎡です。

よろしく申し上げます。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり登録することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり登録することに決定いたしました。

日程番号5、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7ページをお開きください。議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番。無償移転。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、地目、田。面積、974㎡。

譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。

この件につきまして、二宮委員お願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。申請地は、10号線の〇〇の信号の近くの〇〇の横の細い道路を海側に向かって入って行って、まもなくの右側の2枚目の1枚の水田です。

この申請は、〇〇在住の80代の父親から、同居する40代の息子に贈与をするというものです。

経営状況については、先ほど話があったとおりです。

それからこの土地は、今月初めまで貸し付けてあったわけですが、既に

解約をされております。今月解約をされております。以上です。

[議長]

推進委員から補足する事がありましたらお願いします。永友祥一推進委員、ありませんか。

[2番]

別にありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、8ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。

農地法3条第3項各号に該当していないため許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、〇〇町及び上江地区において水稻や大根、人参を栽培しており、今回の申請は親子間の贈与であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号6、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、9ページをお開きください。議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、409㎡。

申請人、〇〇〇〇。転用目的は農機具倉庫、肥料置場です。

担当の松崎委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、7番。

[7番]

はい、7番。説明します。

申請地は、〇〇線を〇〇方向に向かって、大きな交差点があります、坂の途中に。そこを右に曲がると〇〇に行く大きな道があるんですけど、そこを200メートルほど行ったところに左に曲がる道とまた三方道に囲まれたところなんですけど、13ページを見てもらうと分かるんですけど、こういう形になっております、現場は。

〇〇〇〇さんは、水稻に柚子とかごま、オリーブなどを作付けされております。

農機具倉庫と肥料置場を作るということで、農機具倉庫は〇〇〇〇円ほどかかるということで、見積もりが出ておりました。通帳の残高証明も添付されておりました。

水は地下浸透で、よごんなものは外に迷惑をかけないということと、道路沿いに側溝がありますので、北側の、そこに流すということでした。

それと、一ツ瀬川土地改良区に入っているんですけど、基盤整理がなされていますが、差し支えないということで聞いております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、申請地は周辺農地の広がりがある10ha以上の区域内にある農地であることから、第一種農地と判断されますが、転用目的が農業用施設に該当する農機具倉庫、肥料置場であるため、転用許可対象となります。以上です。

[議長]

ただ今、説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、田、345㎡のうち170.22㎡。ほか1筆。

申請人、〇〇〇〇。転用目的は、一般個人住宅、倉庫、〇〇工場です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。16ページを見てください。申請地は、〇〇から〇〇に向かって少し進んで、左側の〇〇の手前に〇〇がありますけども、その〇〇のところの路地を左に入って、すぐの左手です。次に17ページを見てください。現在はこの土地に、4棟の建物とカーポート、これがあります。この図面の真ん中に、①それから②、③、④、この4つが建物です。そして⑤がカーポートです。一番

上に⑥がありますが、ここには建物や構築物がなくて、土地があることを示しているだけです。

この⑥の土地については、今日の5条の議案ですので後で説明します。

元に戻って、①から④の建物と⑤のカーポートについては、この申請者が建てたものではなくて、この申請者の父親が40年ないし45年程度前に転用許可を受けずに違法に建築をしたものです。

それを今年この申請者が相続をしましたので、追認で転用の許可を申請してきているものです。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、商業地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号7、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。22ページをお開きください。議案第48「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

1 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番。田、177㎡。ほか1筆。使用貸借です。

貸付人、〇〇〇〇。借受人、〇〇〇〇ほか1名。転用目的は、一般個人住宅です。

担当の二宮委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい、6番。

[6番]

6番。27ページを見てください。場所は先ほど触れたところです。この申請者は、所有者の登記簿上は水田である②、先ほどは⑥でしたけども、この図面では②になってます、この②に隣接する③、④、この土地を使って、所有者の娘夫婦が、使用貸借で家を建てるといふものです。

具体的には②に家を建てて、③は駐車場にして、④は庭にするという計画になっております。

観察力の鋭い人は既に気づいていると思いますけども、①の建物が、前の図面より狭くなってます。この①の建物の一部を取り壊してここを駐車場にするということになってます。

被害防除の方法ですけども、生活排水は公共の下水道があります。雨水については隣接する道路に排水溝があります。

事業費については土地造成費、今話した建物の一部を取り壊し費用、それから建築費などで約〇〇〇〇円が必要になりますけども、全額金融機関から融資を受けるといふ計画です。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、申請地は都市計画用途区域、商業地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから3種農地であり、3種農地は転用許可対象となっています。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、1.7㎡。所有権移転です。譲渡人、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇。転用目的は、宅地の拡張です。

[議長]

はい、6番。

[6番]

はい、6番。32ページを縦長にして見てください。縦長にして見ていただくと、図面の左上から右下に向かって、〇〇線と書いてあるところがありますが、ここが〇〇の前の道路です。

申請地は、〇〇の前の道路を〇〇の前から〇〇に向かって少しだけ進むと、非常に稀な話ですけれども、右側に〇〇という〇〇があります。この〇〇の横の路地を入れて行って、まもなくの右側です。

申請の理由は、誠に情けない話です。宅地である土地に家の新築を発注したところ、受注した建築業者がごくわずかに農地側にはみ出して家を建ててしまったと。はみ出した土地の5条の申請をしてきたと、こういうものです。

建物そのものが農地にはみ出しているわけではありませんけれども、建物から隣接地まで一定距離を空けるといふ約束事があるために、その約束事に触れ

るために、1.7㎡の転用が必要になったというものです。

事業費は、土地代が〇〇〇〇円、造成費が〇〇〇〇万円、計〇〇〇〇円ですが、けれども、当然のことながら建築業者が負担するということになっています。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は都市計画用途区域、第1種低層住居専用地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象となっております。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程番号8、議案第49号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず所有権設定。

1番の案件について事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、3,402㎡。

所有権を移転する者、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[5 番]

5 番、説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権の移転で、これは有償です。

〇〇〇〇さんは主に畜産が主体で、夫婦 2 人でやっておられます。

申請地は〇〇を上って、〇〇の〇〇を左に 1 0 0 m 行ったところの右側に畑があります。面積は 3, 4 0 2 m²です。

この金額は〇〇〇〇円で、1 0 月 1 6 日支払いのことです。以上で終わります。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、6, 9 0 0 m²。ほか 1 筆
利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[5 番]

5 番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの期間満了にともなう利用権設定の更新です。

〇〇〇〇さんは認定農家で、早期水稻、白菜、キャベツを栽培されております。

申請地は、〇〇の〇〇から南へ250m行った東側の畑です。これは2筆あります。合わせて7,102㎡あり、今から白菜、キャベツの作物を定植するため、ロータリーがきれいにかけておりました。

期間は5年間で、小作料は〇〇〇〇円です。支払いは12月末の予定です。以上で終わります。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、6,574㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇ほか1名。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員、5番。

[5 番]

5 番、説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の再設定です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜が主体の農家です。主に 2 人で頑張っておられます。

申請地は、〇〇を上って〇〇を過ぎた次の所を右に曲がって 80 m ぐらい行ったところの畑で、面積は 6, 574 m²です。

現地を確認したところ、キャベツが定植されておりました。

期間は 5 年間で、年間小作料は〇〇〇〇円だそうです。以上で終わります。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、1, 499 m²。

利用権を設定する者、〇〇〇〇ほか 1 名。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[5 番]

5 番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の再設定です。

〇〇〇〇さんは、早期水稻、飼料稲、白菜、キャベツなど幅広く作付けされている認定農業者です。

申請地は、〇〇を上り、〇〇の手前100mのところの畑で、面積は1,499㎡です。現地を確認したところ、キャベツは定植されておりました。

また、小作料は年間全部で〇〇〇〇円、12月末に支払いとのこと。以上で終わります。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

ここで事務局から訂正があります。

[事務局]

すみません。2番について訂正をさせていただきます。

貸借期間5年との説明をいただきましたが、この分が、前回は6年で契約されておりまして、今回も6年でということでしたので、6年で契約がなされております。訂正が遅れまして、申し訳ありませんでした。

[議長]

よろしいでしょうか。

引き続き4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、1,969㎡。ほか1筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇ほか1名。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[5 番]

5 番、説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使って、社団法人宮崎県農業振興公社との利用権設定です。

農地の場所を説明します。畑で 2 筆あり、1 筆は〇〇を上りきったところを右へ行ったところの 200m のところで、1,969㎡です。

ここには、もうキャベツが定植されていて、あと 1 か所は、〇〇を上ったところを 200m のところにありまして、左側に 1,763㎡で、ここにもキャベツが作付けされておりました。

〇〇〇〇さんは、早期水稻、飼料稲、白菜、キャベツなどを幅広く作付けされている認定農業者です。

期間は 5 年で、小作料は一反当たり〇〇〇〇円です。以上で終わります。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5 番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、7,478㎡。ほか 1 筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[5 番]

5 番、説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使って、公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権設定です。

農地の場所を説明しますと、〇〇の〇〇の所を西へ100m行ったところが申請地です。この場所に左右の畑が2筆あり、右のほうは7, 478㎡で、もうキャベツが作付けされていて、左の9, 194㎡は今から白菜が定植される予定でロータリーがされていました。

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツを広く栽培されている認定農家であります。

期間は2人とも10年間で、小作料は、〇〇〇〇さんが年間〇〇〇〇円、約反当〇〇〇〇円くらいですかね。〇〇〇〇さんが、年間〇〇〇〇円、反当〇〇〇〇円くらいですね。以上で終わります。

[議長]

はい、事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、畑、3, 200㎡。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の永友定己推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[5 番]

5 番、説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社の利用権の設定であります。

農地の場所は、やはり〇〇を上つて〇〇を左に 3 0 0 m 行つたところが現地で、3, 2 0 0 m²あります。現地はロータリーがかけられてあり、白菜が定植される状態でした。

期間は 5 年間で、小作料は一反当たり〇〇〇〇円です。付け加えると、ここは〇〇〇〇さんが白菜、キャベツを広く栽培されている認定農家であります。以上です。

[議長]

ちょっとお待ちください。今言われた賃借料のことなんですけども、ここに書いてあるとおり、〇〇〇〇円ということで。

[5 番]

えっと、あの、昨日電話して確認とつたらですね、だいたい〇〇〇〇円と返事でもらつたんですよ。

[事務局]

現在の契約書は〇〇〇〇円で作つてありますので、間違いがあるといけませんので、また確認をとつて。

[5 番]

また私のほうで、また確認とります。すいません。

[事務局]

ご報告いたします。

[5番]

はい。

[議長]

それではただ今、事務局から説明がありましたが、それに対する質問、ご意見はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決をいたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、7番です。申し訳ありません。記載に誤りがありましたので、1点訂正をお願いいたします。12筆全てですね現況が田となっておりますが、これは畑が正しいです。登記地目は田で間違いありませんが、現況は現地確認のうえ畑であるということで、農地台帳は訂正が済んでおります。すみません、議案のほうの訂正が漏れておりました。訂正をよろしく申し上げます。

[2番]

これ、全て。

[事務局]

はい、全てです。

[2番]

全部畑ですね。

[事務局]

全部畑です。現況ですね。

はい、それでは説明に入らせていただきます。

7番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、登記簿地目は田です。1,061
m²。ほか11筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮
崎県農業振興公社。

担当の橋口推進委員よりご説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[8番]

はい、推進委員8番。説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農
業振興公社への利用権貸借になります。

期間満了に伴う更新で、今回は農地中間管理事業を活用して、引き続き〇〇
〇〇さんが借りることになりました。

期間は5年で、賃借料は10aあたり〇〇〇〇円です。

場所は、〇〇線を〇〇へ向けて北進しますと、右側に〇〇があります。そこ
を過ぎて左側に〇〇があり、300m先を左に曲がり、100m先を右に曲が
り奥のところにあります。

12筆田んぼがありますけれども、全部一枚の区画になっており、〇〇が植
えてありました。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございま
せんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決
定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8番。

農地の所在、大字〇〇字〇〇****番、地目、畑。971㎡。ほか2筆。

利用権を設定する者、〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、公益社団法人宮崎県農業振興公社。

担当の橋口推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員、8番。

[8番]

はい、推進委員8番。説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借になります。

期間満了に伴う更新で、今回は農地中間管理事業を活用して、引き続き〇〇〇〇さんが借りることになりました。

期間は10年で、賃借料は〇〇〇〇円です。

場所は、〇〇線を〇〇へ向けて北進しますと右側に〇〇があります。そこを過ぎていくと右側に〇〇さんがあり、左側の畑になります。地番は****-**-**になります。甘藷が植えてありました。更にそこから100m先の右側に〇〇があり、左折すると、左側に畑があり、そこが地番****-**-**になります。芝生が植えてありました。そこをまっすぐ行くと、突き当りの所に、地番****-**-**の畑があります。〇〇が植えてありました。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和元年

[6番]

ちょっといいですか。質問したいんですけど、質問というか、来月の質問の予約をさせてください。

[議長]

閉会してからでもよろしいですか。

[6番]

いや、閉会じゃないほうがいいですよ。議案に関する事について質問したいという。

[議長]

はい、それでは、はいどうぞ。

[6番]

6番。あの、坂本さんに、来月の総会での質問の事前通告をします。

来月の総会の議案の審議が終了した後の総会の中で、坂本さんに質問したいことがあるので、今日事前通告をするわけです。

あの来月の総会を閉じる前に質問する訳ですし、その内容も、総会の中での報告とか、議案とか、それに関連して、ご承知のとおり私は情報開示請求しましたね。これに関するものですから、当然議事録に記録される時間に質問する訳です。

あのあくまでも事務局じゃなくて、坂本さんに質問しますので、事務局職員は、この質問に限っては、助言をしたり代わって答弁をしたりすることはやめていただきたい。

坂本さんが分からなければ、その旨を答えてください、その時に。

ただ1か月前に事前通告をして行う質問ですから、そのやりとりを記録した議事録等も、私がまた同じ様に情報開示請求をして、開示された議事録等は町会議員等に配布する可能性がありますので、会長はそれも念頭においてよく答弁について検討しておいていただきたいと思います。

では、何を質問するかということですが、端的に言います。

坂本さんは、事務局職員と一緒に不正をやってますよね。私が、公開質問状を出したからご存知のはずです。執行部は明らかに不正で違法なことをやっているというふうに私は認識をしています。

それに加えて、執行部は不正をしても、すべての農業委員がそれを不正だと認識できないんですよ、今は。それは坂本さんと同じで、制度が理解できていないので、執行部が間違っただけを言っても、その制度に比較したら間違ってるなということには認識できないわけです。

2歳とか3歳の子供に初めて信号を見せて、赤の時は渡るんだよ、青の時は止まるんだよと言うことを教えたら子供は覚えますよね、その間違っただけを。それと同じなんです。正しいことは知らないから、間違っただけを言われてもそれを間違っていると認識できない訳です。

その、何を質問するかというと、その農業委員に分かってもらうために私質問するんじゃないんです。その執行部が間違っただけを言っても理解できないわけですから、分かったような顔をして、周りの農業委員の顔色を見て、すべてに推進するという、あの賛成するというのは、私は志は極めて低いと思いますよ。

これはね、具体的にあの来月話しますからわかるはずですよ。どっただけ間違っただけを言っているか、一つ二つじゃないですよ。で、こういう公の組織が、組織としてもう機能を果たせていないですよ、今は。

もう、これは、私、議事録に載ることをね、承知であえて言います。もうこの農業委員会はブラック農業委員会です。むしろですね、ハイパーブラック農業委員会といってもいいはずですよ。この実態を

[議長]

この言葉使いはパワハラですよ。

[6番]

パワハラって、だれに対するパワハラですか。

[議長]

農業委員会事務局とか農業委員会とかに対する。

[6番]

いや、間違っただけを言っているじゃないですか。

[議長]

言葉使いがですよ。

[6番]

それはね、来月反論してください、私に。

で、まだね、ここは江戸時代みたいなことをやってるんですよ。

でね、なぜにいろんな不正がおこなわれるかというのをよく考えてくださいよ、あなたはここの責任者ですから。事務局はこう言ったからこう言ってというだけではダメですよ。自分の考えを持ってやらないと。

だから、ここはね、農業委員会の任務を果たせてないと、私は思ってますよ。

来月の総会で坂本さんに質して、その結果を記録した議事録を、私また情報開示請求しますんで、それが町に流れれば、ここだけの人じゃなくて関係のない部外者が、一定の評価をするはずですよ。それはね、誰が正しいか、あなたたちが全部正しいか、それがね、分かるはずですよ。

制度を教えないとわからないです、ただし。私制度も教えます、その人に。

公開質問状、町会議員に資料を配るというだけではなくて、公開質問状を農業委員会の会長宛てに出すとか、あるいは、職員が不正しているというふうに認められれば、町長宛ての公開質問状も出す。そういうことも含めて、幅広く検討します。

それは、あの懲戒権者は、あなたたちの懲戒権者は町長ですよ、おそらく。懲戒権者は町長のはずですから、私、町長にね、あの〇〇（一部聞き取れず）っていくことも検討します。公開質問状の意味がわかっているかどうかはともかくとして。

それからそのほかにも、もう少し大胆なことも検討します。

[推進委員 3番]

懲戒権者というのは。

[6番]

懲戒権者っていうのは、あの「懲」という字は漢字のこらしめるという意味で、「戒」は、いましめる、こらしめていましめるための処分をするんです。それは地方公務員法に基づいて任命権者が行うんです。

それで、じゃ具体的にどういう内容を聞くかというのを、これから言います。何も言ってないんで、おそらくね、答弁に窮されると思いますから。

まずは農業委員会法、それから事務局規程、会議規則。これはイロハのイですから、当然聞きます。

それからあと坂本さんの答弁を聞いて、私は、わからないところがあるとその根拠を聞きますから、よく根拠も勉強してきていただきたいと思いますよ。

農業委員会法も規程も規則も、全部持ってきてください。どこに書いてあるかというようなことを具体的に、あの、根拠聞きますから。

それから5月の総会で、取得時効についての報告とそれから農地時効取得に係る事務処理要領の承認についてという要領を定めるというのがありましたね。これについては、私は坂本さんに聞きもしなかったけども、立ち上がって自ら発言したわけですよ。で、この取得時効関連ではですね、特に詳細に質問します。

いくつも私の質問を想定して勉強してもらわないと答えができないと思いますよ。

それから、あえていいます、事務局職員と一緒にあって、悪事をはたらいている

[議長]

その悪事という意味がわからない。

[6番]

あなた、違反しているじゃないですか。

[議長]

何もないです。

[6番]

あのね、この前、ひとつだけ言いましょう、じゃあ。

[議長]

はい。

[6番]

ほんとはね、具体的な質問の内容は今日話すつもりじゃなかったんですよ。今日言いますよ。

あの、専決したといいましたよね。専決をして、かけると。今までは、農業委員会にかけてやろうとしてたわけでしょう。だからそれを早く済ますために専決してやると言ったわけでしょう。専決なんかできないじゃないですか。事務局長にそんな権限がありますか。それは、地方公務員法違反ですよ、あなた。

わからないでしょう。専決の権限はね、事務局規程に載ってないはずですよ。このことについての専決ができるということは。

専決がわかんない。専決というのは専門の「専」に「決する」、あの役所によって多少はずれがあるけども一般的な説明をすれば、あるものが自分で決定できるということです。例えばね、町長まであげなくても総務課長が仮で決めれるよとか、そういうものを専決と言っている。あるいは、農林省もうちよっと大きな話で言えば大臣が決めることを九州農政局長が決めれるよと。そういうのも専決です。それは大臣のハンコを押した書き物を九州農政局にあらかじめ送っという、それに書いて九州農政局長が仮で出すわけでそういうのを専決という。

だから専決とかできないものを専決したと言ってるわけでしょう。それは地方公務員法違反ですよ。

取得時効の手続きについては、職員の処分に発展する可能性があるっていうことをあなたは認識してますか。

そういうことをさせたり、したりすると職員がね、経済的な不利益を被るわけですよ。さっき言ったように懲戒処分を受ければ昇給が3か月先延ばしになるとか、ボーナスが一定割合削られるとか、そういうことが起きるんですよ。

これはまだ町長は知らないですよ、この話は。

だからそういうことをやるならあなたたちが、町長にも公開質問状を出して、知ってもらわないといけないんですよ。自分の支配下にいる人間ですから。

それからね、もういろいろ言ったらきりがありません。

私がお金出して請求しました。議事録を。議事録は改ざんされてました。それはあなたの発言について改ざんしたんです、誰かが。明らかにね、

[議長]

そういうことはないでしょう。

[6番]

いや、私は持ってるんだから。

それからね、もしじゃあ、そういうことはないですよと言われるならね、当日、音源を出してきてください。まず。音源。それからね、二つ目はね、

[議長]

あなたは、二宮さんは1月に言われましたけど、音源を出して、自分が間違ってたのも全然反省もしてませんよね。

[6番]

謝った。

[議長]

謝った。

[6番]

うん。

[議長]

そして、そしてこの後このテープ

[6番]

謝りました。頭下げました、私は。いいですか、私は今、質問時間ですよ。

[議長]

はい。

[6番]

それから、ひとつは音源を出しなさい、当日。

それからもうひとつ、二つ目は正しい発言と改ざんした発言を二つ、一枚の紙に並べて書いてください。分かるように。これは音を聞いて間違ふような似た文言かな、と分かるように。

それから議事録を作成した者を明らかにしてください。

それから議事録作成した者に、これに限っては質問させるようにしてください。てにおはがね、間違っているっていうなら分かりますよ、てにおはが。そうじゃないですよ、話の趣旨が変わっている。

じゃあね、あなたたちが、あなたが間違っていないっていうんだったら、来月ね、きちっとね私の質問に全部答えてください。あなたの言うことは間違ってますよ、これこれこういう根拠のもとにこうしてますって言えばいいんです。時間は十分使ってやりましょう。

で、あの今主要なことについて話しましたけども、あの質問することについて、ほかでも聞く可能性がありますよ。これは、あの、その、いろんなことを検討している段階で、私これから1か月かけて質問内容を検討しますから。その時に違うこと、例えば条例について聞くかもしれませぬよ。条例に基づいて私はあの開示請求しているんですから。

これは言う必要はないけど、私が請求した情報じゃないものを差し替えて出してきている、意図的に。こういうこともね、これは私が総務課に直接私が行けばいいのかなと思ってますけど。そういう間違い全部私指摘しますから。よく答えられるよう勉強しといてください。以上です。

[推進委員 3 番]

質問いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[推進委員 3 番]

3 番山口です。今二宮さんが一方的に、あの坂本さんに向けて言いやったけども、その議事録の改ざんということに関して、まだどの議事録かをおっしゃっていないのだけれども。

この前ありましたよね、副会長を決めることに関する情報の議事録が改ざんされていると。

兵藤さんが下に行って、ちゃんとこのとおりに間違っなかったということでも二宮さん謝りましたよね。じゃあ、あれとまた別のことってということですか。

[6 番]

あの5月のね。もう私は、もう議事録を請求してるのは分かってるんですよ、向こうは。5月の議事録をね、高鍋町の情報開示条例、これに基づいて必要な手続きをして、お金を納めて、もらってるんです。

だから知ってるんです、向こうは全部。こちらの人には分からないような説明で申し訳なかったですけども、5月の議事録を請求したっていうのを向こうは知ってるんですよ。

[5 番]

これちょっと消して。

[6 番]

消す必要ないですよ、あんた。総会の中でやってるんだから。

不都合なことはなんでもそうやってね、蓋をしようとするからいけないんですよ。

[5番]

というかですよ、

[議長]

ちょっとこれで閉めます。今言われたから。

[6番]

じゃあ終わりにしましょう。

[議長]

以上で本日の議案の審議すべてを終わりました。これをもちまして、令和元年第9回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 15時03分)